

越前町立宮崎中学校 いじめ防止基本方針

令和元年4月1日 策定

令和7年4月1日 修正

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを生徒が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

ー福井県いじめ防止基本方針よりー

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、生徒が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての生徒が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、生徒が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市町、市町教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

- (1) 「いじめ」とは、当該生徒と一定の人間関係のある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）により、当該行為の対象となった生徒が精神的な苦痛を感じているものを指します。
- (2) けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

いじめ問題の基本的認識

- ① いじめは、人として絶対に許されないことです。
- ② いじめは本来あってはならないことですが、どの子どもにも、どの学校でも起こり得ることです。
- ③ いじめは教師の指導によって減らせる問題です。
- ④ 計画的な対応と緊急対策の両面が必要です。
- ⑤ 解決のためには、家庭と学校の連携を強化します。
- ⑥ 日ごろから関係機関や地域との連携が必要です。

3 いじめの防止等のための具体的取り組み

(1)「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」生徒を育てる教育

- 家庭や地域での挨拶を大切にし、人としての心のつながりをもてるようにします。また、丁寧な言葉遣いに全校あげて取り組み、他者を思いやる心を表現できるようにします。
- 道徳教育や体験活動を通して、生徒同士の絆を深め、互いに認め合い助け合い、協力し合う心の育成に努めます。
- 生活日記等を通して日々の生徒の様子を的確に把握したり、教育相談活動を充実させたりして、「心の居場所」をつくります。

(2) 学校評価

以下を評価項目と位置づけます。

【教職員】

- 生徒の人権意識が高まるように心がけている。
- 生徒の自己肯定感を高め、自尊感情を育むように心がけている。
- 学年だより等で、いじめ防止の取り組みを生徒や保護者に伝えている。
- 生徒や保護者が相談しやすい環境づくりに努めている。
- いじめを早期発見できるように、定期的に（学期に1回以上）生徒アンケートや保護者アンケート、教職員アンケート、面談をしている。
- 生徒の不適切な発言を聞いた場合、その場で注意・指導している。
- 少しでもいじめの行為が疑われている場合、速やかに学校の「いじめ対策委員会」に報告している。
- いじめの事案が学校の中で共有され、解消に向けて組織的に対処している。

【保護者】

- 学校は、アンケートを定期的実施し、子供の不安等を把握する取り組みを行っている。

【生徒】

- いじめの行為を見聞きした場合、先生や保護者等に伝えることを心がけている。
- アンケートや面談を通して、悩みや不安を先生に伝えるように心がけている。

(3) いじめの未然防止

- 生徒が「できた、分かった、楽しかった」と感じられる授業をめざし、日々授業改善を図ります。
- 学級活動や生徒会活動を通して、生徒が主体的に活動する姿を認め、ほめる教育を推進し自己肯定感を培います。
- 特に配慮が必要な生徒について、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行います。
- 学校として、いじめの対処方針やいじめ防止への取り組み等を積極的に発信し、家庭や地域住民等の理解と協力を得ながら、開かれた学校をめざします。

(4) いじめの早期発見

- 日々の生徒の表情や行動を観察し、わずかな変化も見逃さないことを心がけます。
- いじめの被害と加害および他の生徒のいじめ行為の状況について、生徒自らがチェックするシステムを継続的に実施するとともに、生徒との面談やアンケートなどを定期的(学

期に1回以上)かつ計画的に実施して、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えます。

○電話連絡や家庭訪問などを通して、保護者との情報交換を密にし、子どもの変化を見落とさない環境をつくります。

(5) いじめの事案対処

○いじめを認知したら、速やかに「いじめ対応サポートチーム」を開き、組織で対応に当たります。

○いじめたとされる生徒及びいじめられた生徒から事実確認を行い、いじめられた生徒の安全や心身の状況に配慮しながら適切な指導を行います。

○確認した事実と指導した内容について、いじめを受けていた生徒の保護者に報告すると共に、いじめた生徒の保護者に連絡します。また、教育委員会にも速やかに報告します。

○いじめた生徒、いじめられた生徒の心身の状況を配慮すると共に、スクールカウンセラーやその他の外部機関とも連携を図りながら、早期解決に向け最善の方策を講じます。

(6) いじめの解消

○いじめの解消については、少なくとも二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめへの重大事態への対処

①重大事態への対応に当たっての方針

○いじめを受けた生徒の心身の安全、安定の確保を最優先に取り組みます。

○いじめを受けた生徒、保護者の申し立てを尊重します。

○いじめに係る事実を徹底的に解明し、対応に当たります。

○いじめを受けた生徒、行った生徒のいずれにも、その心情に十分寄り添って指導、支援し、知り得た情報は保護者へ説明します。

②重大事態の発生と対処

重大事態の定義 重大とは、生徒がいじめを受けたことにより、以下のような状況になった場合をいいます。

○自殺を企図した場合 ○身体に重大な障害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合

○精神性の疾患を発症した場合

○相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合

＊「相当の期間」とは年間30日目安としますが、日数だけでなく個々の状況等を十分把握した上で判断します。

重大事態への対処

生徒がいじめを受けたことにより重大事態となった場合、教育委員会へ報告するとともに、必要な調査を教育委員会の指導・助言のもとに行います。

調査を教育委員会が行う場合は、指示のもと資料の提出など調査に協力します。

4 いじめ防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

◎いじめの防止に関する指導の方針等を協議するため、定期的を開催します。

(2) いじめ対応サポートチーム

◎いじめが起きたとき、その早期解決に向けた取り組みを行います。

◎3か月間経過を見る

責任者 校長(教頭)	◇いじめの実態とその指導状況の把握に努め、適切な対応について方針を示します。 ◇PTAや関係機関・団体との協力についても考えます。
生徒指導主事	◇「いじめ対応サポートチーム」のコーディネーターを務め、実態に応じてチームを編制し、組織的な取組を進めます。 ◇各学年の生徒の状況を把握し、学年のサポートに努めます。 ◇校長、教頭にいじめについての幅広い情報を報告し、率先して問題の解決に当たります。
学年主任	◇学級担任との連携を図り、いじめの状況を把握します。 ◇いじめについて生徒指導主事や教頭、校長に報告し、担任を含めて対応策を検討します。また、必要に応じて他学年との連携を図ります。
学級担任 部活動顧問	◇いじめが起きたり、いじめのサインをとらえたりした場合は、一人で抱え込まず、学年主任や学級担任、他の教員との連携を図ります。 ◇生徒や保護者からの相談や訴えについては、どんなささいなことでも誠意をもって対応します。
教育相談担当 養護教諭	◇学級担任や部活動顧問が気づきにくい様々な問題の把握をします。 ◇把握したいじめの情報を保健日誌に継続的に記すとともに、的確に学級担任や部活動顧問、学年主任、生徒指導主事、教頭、校長に情報を伝えます。 ◇いじめの実態に応じて、スクールカウンセラー等との連携を図ります。
教育委員会 との連携	校長は、 ◇いじめの状況について速やかに報告します。 ◇「いじめ対応サポートチーム」の設置を連絡します。 ◇今後の対応についての相談をします。 ◇状況に応じて、指導主事やスクールカウンセラー等の派遣を要請します。 ◇他の関係機関との連携の必要性について相談します。

宮崎中学校

いじめ対策委員会（常設）

○校内メンバー ※事案によって事務職員、用務員、会計年度任用職員等に協力要請

全教職員：校長 教頭 生徒指導主事 養護教諭

教務主任 保健主事 進路指導主事 学年主任 担任 副担任 等

- ☐ スクールプランに基づく取り組みの実施
- ☐ 具体的な年間行動計画の作成・実行・検証・修正
- ☐ いじめの相談・通報の窓口
- ☐ いじめの未然防止に関する研修等の実施（ケーススタディ等）
- ☐ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録共有
- ☐ いじめ対応サポートチームの立ち上げ（3か月間経過を見る）

いじめを認知・いじめ対応サポートチームを組織

連携

報告・連絡・相談

いじめ対応サポートチーム（特設）

○校内メンバー

校長・教頭・生徒指導主事

・いじめ対応サポートチームを組織し、サポートチームをコーディネート

その他：担任や学年主任、養護教諭等、関係する全ての教職員

- ☐ 対応策の立案・実行
- ☐ 関係者からの聴取（事実確認、対応の内容を記録に残す）
- ☐ 関係生徒への指導・支援および関係保護者への対応（教頭、生徒指導主事、担任等）
- ☐ 関係機関との連携（必要に応じて、警察への協力要請）
- ☐ 対応状況の報告と今後の具体的な指導・支援方針の提案

連携

報告・連絡・相談

連携

報告・連絡・相談

本人・保護者・いじめの情報

いじめアンケート

心のアンケート

教育相談

本人等からの相談 等

連携

報告・連絡・相談

越前町教育委員会・福井県教育委員会**外部人材**

スクールカウンセラー

スクールソーシャルワーカー

関係機関

はばたき教室・PTA

児童相談所・警察

医療機関 等

5 いじめ対策の年間行動計画

【様式3】

【いじめ対策の年間行動計画】〔4～6月〕

宮崎中学校

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
4月	いじめ対策委員会 ・ いじめ防止基本方針の見直し、確認 ・ 年間行動計画策定 職員会議 ・ 教員への周知 ・ 教員の意識点検 基本方針の公表 ・ いじめ防止基本方針 宮崎中HPにて発信	部活動体験入部 中学校生活オリエンテーション 人間関係づくり 学級目標づくり 道思いやり・感謝	人間関係づくり 学級目標づくり 道礼儀 向上心 個性の伸長	人間関係づくり 学級目標づくり リーダー意識の高揚 道公正・公平 社会正義 友情・信頼
5月	いじめ対策委員会 ・ 状況把握 相談アンケート実施 教育相談 （SCとの連携） 校内研修	校内マラソン大会 道礼儀 学絆づくり 保心の健康	校内マラソン大会 道友情・信頼 学絆づくり	校内マラソン大会 道思いやり 感謝・礼儀 学絆づくり 修学旅行
		心の健康作りセミナー		
		相談アンケート、教育相談		
6月	いじめ対策委員会 ・ 状況把握 ケース会議 ・ 事例研究 QUアンケート実施	校内合唱祭 道友情・信頼 公正・公平 社会正義 学学級の問題を考えよう	校内合唱祭 道公正・公平 社会正義 思いやり・感謝 学学級の問題を考えよう	校内合唱祭 郡音楽会 道生命の尊さ 相互理解・寛容 学学級の問題を考えよう
		いじめ調査アンケート		
		QUアンケート		

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1 年生	2 年生	3 年生
7 月	いじめ調査アンケート実施と分析 いじめ対策委員会 ・ いじめ調査アンケートへの対応と状況把握 学校評価 保護者会 ・ 生徒の家庭での状況把握	道 よりよい学校生活・集団生活の充実 生命の尊さ 学 1 学期の振り返り	道 生命の尊さ 学 1 学期の振り返り 総 気づき事業	学 1 学期の振り返り
ひまわり教室				
8 月	いじめ対策委員会 ・ 学校評価の結果を基に1 学期の反省と2 学期に向けての取り組み方針の確認 校内研修 ・ 人権に関する研修 ・ ポジティブ教育研修			高校体験入学、見学会
P T A 資源回収、地域行事参加				
9 月	いじめ対策委員会 ・ 状況把握	道 向上心 個性の伸長 学 絆づくり 国 小さな親切作文	道 相互理解・寛容 公正・公平 社会正義 思いやり・感謝 学 絆づくり 国 人権作文	道 向上心 個性の伸長 友情・信頼 学 絆づくり リーダーづくり 国 人権作文 総 福祉ボランティア活動
学 校 祭				

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1 年生	2 年生	3 年生
10 月	いじめ対策委員会 ・ 状況把握 相談アンケート実施 教育相談 (SCとの連携) 小中連携授業研究会	校外研修 道 相互理解 寛容 学 学級の問題を 考えよう	京都研修 学 学級の問題を 考えよう 技 情報モラル	 道 公正・公平 学 学級の問題を 考えよう
		心の健康作りセミナー 相談アンケート、教育相談		
11 月	いじめ対策委員会 ・ 状況把握 小中連携授業研究会	道 生命の尊さ 総 気づき事業 学 ポジティブ教 育	道 思いやり・感謝 よりよい学校生活 学 ポジティブ教 育	保 健康な生活 学 ポジティブ教 育
		親子研修会		
12 月	いじめ調査アンケート 実施と分析 学校評価 保護者会 ・ 生徒の家庭での状況把握 いじめ対策委員会 ・ いじめ調査アンケート への対応と状況把握 ・ 学校評価の結果を基に 2学期の反省と3学期 に向けての取り組み方 針の確認 職員会議 ・ 共通理解と確認	道 相互理解 寛容 公正・公平 社会正義 学 2学期の振り 返り	道 生命の尊さ 学 2学期の振り 返り	学 2学期の振り 返り
		いじめ調査アンケート		

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1 年生	2 年生	3 年生
1 月	いじめ対策委員会 ・ 状況把握 ケース会議 ・ 事例研究 小中連携情報交換会	道生命の尊さ 総小中交流会 学ポジティブ教育	道相互理解・寛容 総福祉ボランティア活動 総新啓発録 学ポジティブ教育	道公平・公正 社会正義 総自分への手紙 学ポジティブ教育
2 月	いじめ対策委員会 ・ 状況把握 相談アンケートの実施 教育相談 (SCとの連携)	相談アンケート、教育相談		
		学学級の問題を考えよう	道友情・信頼 学学級の問題を考えよう	道思いやり・感謝 生命の尊さ 学学級の問題を考えよう
3 月	いじめ調査アンケート 実施と分析 いじめ対策委員会 ・ いじめ調査アンケートへの対応と状況把握 ・ 本年度の反省と次年度に向けての取り組み方針の確認 クラス編成会議 小中連携情報交換会 中高連絡会議	学1年間の振り返り	学1年間の振り返り	道生命の尊さ 学中学校生活の振り返り
		3年生を送る会 いじめ調査アンケート		